

3 議案第2号関係

おいらせ町職員のサービスの宣誓に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改正案	現行
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書（別記様式）に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書（別記様式）に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p>